

令和8年高島市教育委員会第3回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年3月19日（木）
開会 午後2時00分 閉会 午後3時40分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和8年第2回定例会会議録承認
令和8年第1回臨時会会議録承認
議第9号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案
議第10号 令和8年度教育の重点の作成案について
議第11号 高島市社会教育委員の委嘱について
議第12号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について
議第13号 高島市スポーツ推進委員の委嘱について
議第14号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
議第15号 高島市立学校の産業医の委嘱について
議第16号 高島市公民館運営審議会委員の委嘱について
議第17号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について
議第18号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について
報告第5号 令和8年3月高島市議会定例会一般質問の概要について
報告第6号 高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について
- 4 出席委員
川島教育長、橋本委員、高木委員、森委員、地村委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、川原林教育指導部長、赤水スポーツ振興部長、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、野崎スポーツ振興部次長（国スポ・障スポ大会推進課長取扱）、保木教育指導部次長（学事施設課長取扱）、前田教育総務課長、山本文化財課長、佐藤文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、保木学校教育課長、上原マキノ小学校建設課長、横井川学校給食課長、岸本社会教育課主監、林教育総務課参事、中村教育総務課主任
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第3回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第9号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

【説明】 前田教育総務課長

本件は、教育行政の組織体制の強化を図るため、高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて、議決を求めるものである。

まず、組織体制については、国スポ・障スポ大会の終了に伴い、スポーツ振興部を廃止し、新たに文化スポーツ部を設置する。あわせて、文化財課、図書館および文化ホールを教育総務部から文化スポーツ部に移管し、歴史、文化資産を保全し、活用する文化振興と、美しい自然環境を生かしたスポーツ振興を一体的に進める。

教育総務部については、教育施設整備課を設置するとともに、教育指導部からマキノ小学校建設課を移管する。それにより、教育委員会が所管する施設の維持補修や修繕を一元化し、業務の効率化やチェック体制の強化を図る。

教育指導部については、学校施設の整備、改修、修繕等に関する業務を教育施設整備課へ集約することに伴い、業務内容を踏まえ、学事施設課を学校支援課に改める。また、組織機構図に合わせ、教育支援センターを事務局に位置付ける。

次に、分掌事務については、教育総務課に規定していた「教育委員会が所管する施設(学校施設を除く。)の整備、改修、修繕等に関すること。」および学校支援課に規定していた「学校施設の整備、改修、修繕等に関すること。」を削除し、これらの事務を教育施設整備課に移管する。また、学校における働き方改革をより一層推進するため、学校教育課に「教職員の勤務環境の整備に関すること。」を新たに規定する。

次に、職の設置および職務については、これまで、定年延長者に対しては、60歳未満の一般職員と同様の職名を使用していたが、長年の経験等を反映した肩書やモチベーション向上の観点から、新たに専門員の職を設置する。

高島市教育委員会公印規則、高島市立学校結核対策委員会規則および高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の改正については、いずれも組織の改正に伴うもので、付則において一括して行う。

【質疑等】

○橋本委員

教育支援センターを位置付けた理由と、学校教育課の分掌事務に教職員の勤務環境の整備に関する事務を追加した理由を具体的に教えてほしい。

○保木学校教育課長

以前から教育支援センターはあったが、事務局内に明確に位置付けた。

○橋本委員

少年センターや教育相談・課題対応室は、こども若者応援ベース「みらくる」内にあり、そこに行くに必要な支援が受けられ、連携もスムーズにできていると思うが、教育支援センターは引き続き現在の場所で運営を続けるのか。

○保木学校教育課長

施設の規模の問題もあり、教育支援センターだけが別の場所にある。しかし、離れているから通いやすい面もあると考えている。不登校の生徒に対する卒業後の支援が途切れないよう、今後も少年センターと連携していく。

○前田教育総務課長

分掌事務の追加については、学校における働き方改革の一層の推進に向けて、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表が義務付けられたことから項目を追加した。

【採 決】 可決

議第10号 令和8年度教育の重点の作成案について

【説 明】 前田教育総務課長

本件は、第2期教育大綱の効果的な推進を図るため、令和8年度における教育施策の重点的な取組をまとめた「令和8年度教育の重点」を作成することについて、議決を求めるものである。

令和7年度からの変更点を中心に説明する。

まず、「目標1 生きる力を育む学校教育の推進について」は、「3. 新小学校の開校に向けた準備」を追加し、令和10年4月にマキノ中学校区の3小学校を統合した新小学校の開校に向けて、開校準備協議会を中心に準備を進めることとしている。また、「5. いじめの未然防止と不登校等への支援の充実」を「5. いじめの防止・不登校の支援・特別支援教育の充実」に改め、「(2) 特別支援教育の充実」として3つの項目を追加している。「6. 学校給食を通じた食育の推進」の「(1) 食に関する正しい理解と望ましい食習慣の育成」においても3つの項目を追加している。

次に、「目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進」については、「1. 家庭・学校・地域が連携した教育の推進」に、「④下校時等に涼むことができるクールスポットの設置促進」を追加している。また、「3. 読書活動の推進」の「(1) 充実した図書館づくり」においては、訪問貸出や居場所づくりの支援などを行い、だれもが気軽に図書館を利用することができる読書環境の充実を図るため、項目を追加している。「4. 市民の参画と協働による文化振興」では、幅広い年齢層の方々が、気軽に文化芸術に触れ、親しむことができるホール事業を実施するほか、市民からの提案事業や実行委員会事業、市内の文化芸術関係団体、小中学校との協働による取組を推進するもので、項目を修正している。

次に、「目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進」では、「1. 社会性を身に付けた行動力あ

る青少年の育成」において「②青少年育成団体との意見交換会の実施や活動支援」として項目を修正している。

次に、「目標4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用」では、「3. 文化財の魅力の発信、活用」において、中江藤樹・たかしまミュージアムで、「高島の戦国時代」展を開催し、そのメイン企画として大溝城初代城主織田信澄の甲冑を展示するほか、大溝城築城450周年を見据えた官民共創による取組を推進することとしている。

最後に、「目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進」については、「2. スポーツを通じた地域活性化の取り組み」とし、従来の直行直帰型のイベントから、宿泊、飲食、交通などの消費を促す滞在型のスポーツイベントへの転換を図り、スポーツツーリズムを推進することとしている。

【質疑等】

○地村委員

高島市には筆や硯が有名であり、著名な方もいる。学校教育においても書道に精通されている地域の方が指導に入っておられ、書は、高島市の特筆する点と感じている。高島市の特徴として、教育の重点に盛り込めないか。

○保木学校教育課長

学校教育では、教員の代わりに、その分野に長けた方に授業に入っていただくような社会人活用をしている場合もある。そこで活躍いただけたらありがたいと思っている。

○高木委員

私自身も書道をしており、部活動で生徒に教えている。授業にも入って教えたいが、なかなか実現しない。書に限らず地域で活躍されている方が学校に入り、専門的な技術を教えられる環境が市全体で作れると良い。

○保木学校教育課長

学校の教育課程のことであるので、申し上げにくいですが、そのような思いは学校現場に伝えておく。

○地村委員

I C Tの活用で学校では字を書く機会が減少していることもあるので、書道を高島市の特徴として来年度以降、教育の重点に盛り込めないか検討いただきたい。

○川島教育長

書道を含め高島市の伝統を受け継ぐような文化芸術は、毎年、展覧会が開催されるなど、高島市に根付いているものである。教育の重点の中の「4. 市民の参画と協働による文化振興」の中に、「市内の文化芸術関係団体、小中学校との協働による取り組みを推進します。」と記載しているので、学校教育の中に書道の時間を増やすことはできないが、書道文化を受け継いでいくことが大事であると思う。令和9年度以降の教育の重点に盛り込められないかというご意見として受け止める。

【採 決】 可決

議第 11 号 高島市社会教育委員の委嘱について

【説 明】 岸本社会教育課主監

本件は、高島市社会教育委員設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、高島市社会教育委員に委嘱することについて、議決を求めるものである。

社会教育委員は、年に数回の会議を開催し、社会教育の推進のため諸計画の立案や研究調査などを行っており、幅広い分野に対応するため学識経験者、学校教育、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者から委嘱することとしている。

今回委嘱する委員は、再任 8 名、新任 2 名の合計 10 名である。

任期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第 12 号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

【説 明】 岸本社会教育課主監

本件は、社会教育法第 9 条の 7 第 1 項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱第 4 条の規定に基づき、高島市地域学校協働活動推進員に委嘱することについて、議決を求めるものである。

地域学校協働活動推進員は、学校と地域をつなぐコーディネーターとして、地域において社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有し、各学校区の学校長から推薦のあった者を委嘱している。

現在、委嘱している委員 9 名のうち、7 名の任期が本年 3 月末日をもって満了することから、新たに推進員を委嘱する必要があるが、各地域で取り組んでいる特色ある活動を継続して行うため、7 名全員を再任するものである。

任期は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間である。

【質疑等】

○森委員

以前から推進員をされている方だが、今後の地域学校協働活動を担う人材の育成や確保はどのように考えているか。

○岸本社会教育課主監

人材の確保に関しては、危機感を持っている。一緒に活動していただいている方の中から熱心な方、積極的な方からコーディネーター役を担っていただけるよう進めていきたいと考えている。

【採 決】 可決

議第13号 高島市スポーツ推進委員の委嘱について

【説明】 加藤市民スポーツ課長

本件は、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、高島市スポーツ推進委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。

スポーツ推進委員は、スポーツの推進に関し、企画立案、実技指導を行っていただいている。

高島市スポーツ推進委員に関する規則では、委員の定数は55名以内と定められているが、今回は19名で活動いただきたいと考えている。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。

【質疑等】

○橋本委員

55名以内と規則で定められているとのことであるが、以前は何名であったのか。

○加藤市民スポーツ課長

合併当時、人口1,000人に対し、1名の割合で設けられた基準であるが、令和6年度および7年度は35名の委員を委嘱した。これまでは、地域のバランスも鑑みてスポーツ推進委員を委嘱していたが、地域のスポーツは、地域のスポーツ振興会に任せ、スポーツ推進委員は、市全体のスポーツの推進に尽力いただくこととし、業務の整理を行ったことから、委員の人数を減らした。

○赤水スポーツ振興部長

合併協議会の中で徐々に減らしていく方向であり、35名まで減らしてきた経過がある。今回、地域性を外し、市全体で地域のコーディネーターをスポーツ推進委員に担っていただくこととするものである。

【採決】 可決

議第14号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

【説明】 保木教育指導部次長

本件は、学校保健安全法第23条第3項の規定に基づき、高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師を委嘱することについて、議決を求めるものである。

学校医20名、学校歯科医14名、学校薬剤師13名を委嘱しようとするものである。職務内容については、学校医および学校歯科医は、児童生徒の健康診断、学校保健委員会などにおける保健指導や助言、就学時健康診断を担っていただいている。また、学校薬剤師は、学校内の環境衛生に係る各種検査での立会いをお願いし、その検査結果を受けて指導や助言をいただいている。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第15号 高島市立学校の産業医の委嘱について

【説明】 保木教育指導部次長

本件は、労働安全衛生法第13条の2第1項の規定に基づき、高島市立学校の産業医を委嘱することについて、議決を求めるものである。

労働安全衛生法では、従業員数が50名以上の事業所には産業医を設置する必要があるものの、市内小中学校における教職員はいずれも50名未満であるため、法的には産業医を設置する義務はない。しかし、教職員の長時間労働やメンタルヘルス対策を考慮し、学校産業医を1名配置するものである。

職務内容は、教職員の健康診断結果の分析や、長時間労働やメンタルヘルス対策にかかる面談、相談等の業務を担っていただく。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間である。

【質疑等】

○橋本委員

令和7年度は産業医に対応していただく事案はあったのか。

○保木学校教育課長

対応していただくことはなかったが、以前として教職員の長時間労働は減っていない。

【採決】 可決

休憩 教育長が暫時休憩を宣言

議第16号 高島市公民館運営審議会委員の委嘱について

【説明】 岸本社会教育課主監

本件は、高島市立公民館の設置および管理に関する条例第6条第1項の規定に基づき、高島市公民館運営審議会委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。

公民館運営審議会は、公民館における事業の企画実施について審議する機関として、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者等から委嘱している。

今回委嘱する委員は、再任7名、新任3名の計10名である。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第17号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

【説 明】 保木学校教育課長

本件は、高島市立学校学校運営協議会設置規則第2条第1項の規定に基づき、高島市立学校学校運営協議会委員を任命することについて、議決を求めるものである。

地域とともにある学校づくりを目指し、各学校の校長から推薦があった方である。3号委員である地域学校協働活動推進員については、担当地域の小中学校で委員をしていただくことになる。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間である。

【質疑等】

○橋本委員

今津北小学校および本庄小学校には、5号委員の教育委員会が必要と認める者として1名ずつおられるが、学校として必要であるからという理解で良いか。

○保木学校教育課長

学校が必要と判断しているので、任命したいと考えている。

○橋本委員

P T Aがない学校もあると思うが、どのような体制になるのか。

○保木学校教育課長

学校をサポートする会など、できるだけ全員が入ってもらえるような組織を作っている学校が多い。

【採 決】 可決

休憩 教育長が暫時休憩を宣言

議第18号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

【説 明】 横井川学校給食課長

本件は、高島市学校給食共同調理場設置条例第4条第2項の規定に基づき、高島市学校給食運営委員会委員のうち、2号委員および3号委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。

学校給食運営委員会委員は、学校給食の調査研究や学校給食に関する施策についての意見や提言などをいただいている。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

報告第5号 令和8年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

【説明】 赤水スポーツ振興部長ほか

○赤水スポーツ振興部長

会派代表質問では、誠真会の廣部議員から、個人質問では吉見議員ほか3議員から教育委員会に関する質問があったので、その答弁結果を報告する。

廣部議員からは、市長が示された施政方針の内容について質問があり、教育委員会に関するものが2点あった。

まず、「スポーツを軸とした地域づくりとはどのようなものか」の質問に対し、「今津総合運動公園を中核拠点とし、大規模大会や市外からの合宿、キャンプなどの誘致に向けた機能強化を検討する。また、官民共創でスポーツを軸とした地域づくりを推進していく。」と市長が答弁された。

次に、「マキノ小学校の新築に際し、木材を使用するなど環境に配慮した魅力的な校舎の整備とは何か」の質問に対し、「工期を最優先としつつ、できる限り地域産木材を活用することで、地球環境と学習環境の両面に配慮した魅力的な新校舎の整備を進めていきたいと考えている。」と市長が答弁された。

○中川教育総務部次長

吉見議員から「文化資源を活用した地域ブランディングと持続可能な財政運営について」として1点質問いただいた。

「市民劇について、どのように評価しているのか。また、文化振興の中でどのように位置付け、将来的な地域価値向上へと結び付けていく可能性があると考えているのか」の質問に対し、「市民劇は、20年にわたる継続的な活動により、人的なつながりや運営経験を蓄積されてきた。また、世代間の交流や多様な文化団体の参画によって、人材育成や地域文化の担い手づくりにつながっており、郷土理解や愛着を深める役割も大きいと考えている。市民劇は、本市の文化振興基本計画の理念「継承と創造、文化でつながるまちをめざして」を体現した取組である。一方で、本市の多様な文化活動も、貴重な文化的財産として重要な役割を担ってきたものと認識している。本市の文化活動のそれぞれが持つ価値を市民と共有しながら、地域社会の中で活かしていくことが、本市の魅力をさらに高めていくうえで、重要であると考えている。」と答弁した。

是永議員から「こどもの体験格差について」として3点質問いただいた。

まず、「子どもの体験事業の取組と課題について」の質問に対し、「豊かな自然や社会教育施設を活用し、多様な体験事業を実施しているが、少子化、子どもの興味、関心の多様化などから参加者が減少傾向にあることが課題である。そのため、体験活動の価値を地域社会全体で共有し、参加しやすい環境整備を進めたいと考えている。」と答弁した。

次に、「子どもの体験保障の位置づけと部局横断での検討について」の質問に対し、「経済的事情や家庭環境によって機会が制限されないよう配慮することが重要であるものの、体験活動の内容が多岐にわたるため、一律保障は困難であるとする。そのため、市は多様な体験の選択肢を確保し、家庭等の状況に応じて選択できるよう努めていく。また、第3次高島市総合計画においても体験機会の充実を施策方針に位置づけ持続可能な体験環境の整備を推進していく。」と答弁した。

最後に、「子ども体験事業における地域おこし協力隊の活用について」の質問に対し、「本市の体験活動は、地域人材や関係団体との連携のもとで実施しているため、地域おこし協力隊の活用について、検討を行う予定はない。」と答弁した。

○川原林教育指導部長

是永議員から「オーガニックビレッジ宣言について」として1点質問いただいた。

「オーガニック給食の導入について」の質問に対し、「学校給食の食材は、必要量の安定的な確保が重要であることから、市内の有機農産物の生産状況を注視し、検討していきたい。」と答弁した。

藍原議員から「不登校児童生徒の学習成果を成績評価に反映させるために」として4点質問いただいた。

まず、「1人1台端末を活用して学校のオンライン授業に参加した場合の成果は、成績評価に反映できているか」の質問に対し、「文部科学省から学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができる」と明確に示されてから、不登校児童生徒が自宅や教育支援センター等において、学校のオンライン授業に参加する場合、学習の成果に係る成績評価を行っている。」と答弁した。

次に、「学校から届いたプリントや実技教科の製作等で学習した成果は、成績評価に反映できているか」の質問に対し、「学習プリントや実技教科の製作キット等を活用して、不登校児童生徒が自宅や教育支援センターで学習に取り組む場合についても、学習の成果に係る成績評価を行っている。」と答弁した。

次に、「フリースクールで学習に取り組んだ成果は、成績評価に反映できているか」の質問に対し、「フリースクール等民間施設からの定期的な活動報告等を受け、学習の成果に係る成績評価を行っている。」と答弁した。

最後に、「eラーニング教材を活用して、教育支援センターと保護者が連携しつつ、学習状況を把握し、学校と情報共有した学習の成果は、成績評価に反映できているか」の質問に対し、「eラーニング教材を活用して、教育支援センターで学習を行っている不登校児童生徒については、学習状況等を学校と情報共有した上で、学習の成果に係る成績評価を行っている。」と答弁した。

松木議員から「分別から始めるごみ減量戦略」について質問があり、その再質問で「学校としての環境教育をどのように考えているか」の質問に対し、「児童生徒が環境についての理解を深め、責任を持って環境を守るための行動を取れるようにすることが重要である。」と答弁した。

【質疑等】 なし

報告第6号 高島市高島B&G海洋センターの臨時休館について

【説明】 加藤市民スポーツ課長

高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例第5条第3項および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、高島B&G海洋センターの臨時休館を定めたので報告する。

指定管理者の交代に伴う設備等の移転作業を実施するため、令和8年3月31日は臨時休館とするものである。

【質疑等】 なし

閉会 教育長が第3回定例会の閉会を宣言